

幕別町障がい者福祉計画

第4期幕別町障がい福祉計画

(案)

平成26年12月

幕 別 町

目 次

【基本事項】

第1章 計画策定の基本事項

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の性格	3
5	計画策定体制及び策定後の進行管理	4
6	計画の基本理念	5

第2章 障がい者の現状

1	人口等の状況	6
2	障がいのある人の状況	7

【障がい者福祉計画】

第3章 施策の取組み

1	計画の施策目標	13
2	施策の体系	13
3	理解と交流の充実	14
4	相談支援体制・情報提供の充実	17
5	ライフステージにあった支援体制の整備	20
6	生活支援の充実	24
7	保健・医療の充実	27
8	安全・安心な生活の確保	29

【障がい福祉計画】

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1	地域生活や一般就労への移行を進める上での目標	32
2	指定障害福祉サービス及び指定相談支援の目標	35

○ 本計画における「障がい」の表記について

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていましたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなったため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされています。

しかし、障害の「害」という漢字の表記は、「害悪」、「公害」など負のイメージがあることから、全国の都道府県や市町村で「害」を「がい」と表記する動きが広がっています。

本計画では、「障害者」という人を表す言葉は「障がいのある人」と表記し、「障害」は「障がい」と表記しています。ただし、法律名や法律等で使用されている用語、関係団体（施設）名などは「障害」と表記しています。

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

町は、平成24年3月に「幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画」を策定し、「自立・社会参加・共生」を基本理念として、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活をしていき、生きがいを持ちながら社会参加をしていく、そしてともに支えあうまちづくりの実現を目指して、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきました。

この間、平成24年4月に「幕別町発達支援センター」を開設し、児童の療育支援体制の充実の取り組みを進めてきました。さらには、町内で初めて住まいとしてのグループホームが整備され、就労支援事業所や放課後等デイサービスの新規開設、日中活動系事業所、相談支援事業所の増加など、社会資源が増えてきました。

一方、障がいのある人の障がいの重度化や本人及び支援者の高齢化への対応、就労の支援、障がいへの理解促進、権利擁護、発達支援体制の充実、特に就学後の相談や支援体制の確立及び充実など多くの課題があります。

国は、「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、社会モデルに基づく障がい者の定義や差別禁止の中に「合理的配慮」の概念を盛り込んだほか、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）は、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。また、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、公共機関での「社会的障壁の除去」や「合理的配慮」が義務付けられています。

こうした施策の進展や取り組みを整理するとともに、その方向性や新たな課題について検討し、障害者福祉施策に反映させる必要があります。町では、このような動機を踏まえて、障がいのある人が自立して生きがいをもって生活ができるよう地域全体が支える体制の構築を目指すものとして、「幕別町障がい者福祉計画・第4期幕別町障がい福祉計画」を策定するものです。

【主な障がい者関係施策の動向】

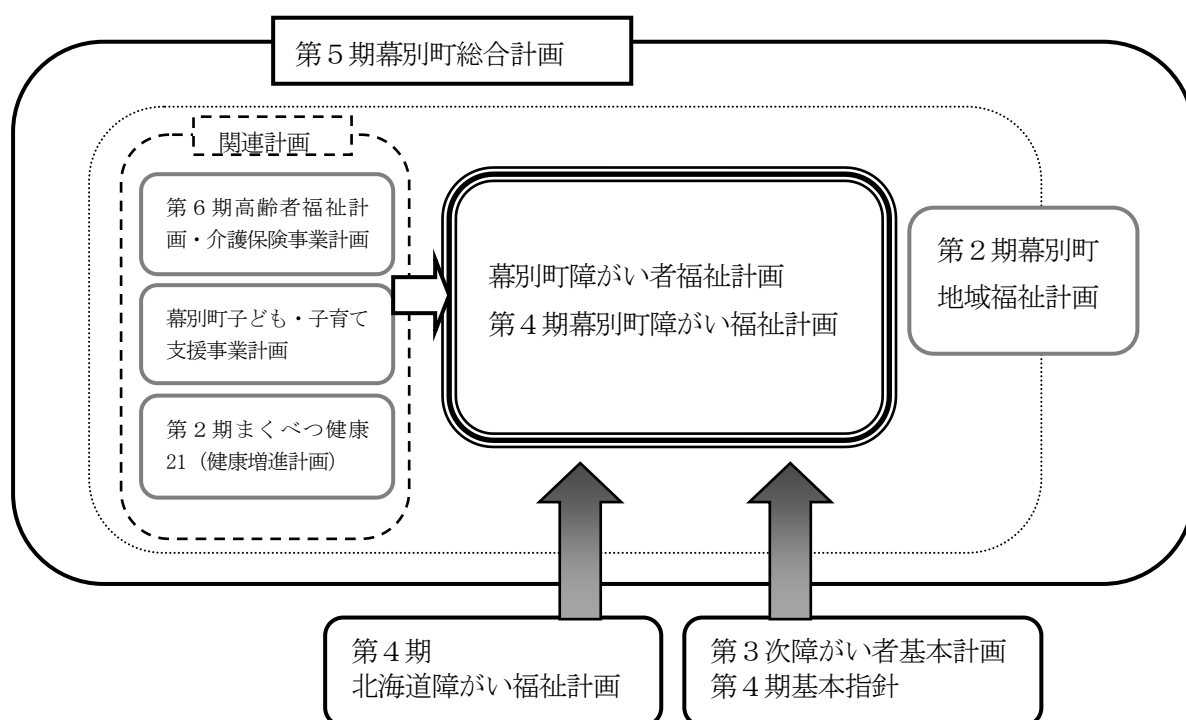
- 平成23年8月 「障害者基本法」改正～障がい者の定義の見直しなど
- 平成24年10月 「障害者虐待防止法」施行～虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
- 平成25年4月 「障害者総合支援法」施行～障がい者の定義に難病を追加やグループホームの一元化など
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行
～障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
- 平成25年6月 「障害者差別解消法」成立《平成28年4月施行》
～障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
- 平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」の批准

2 計画の位置づけ

「幕別町障がい者福祉計画・第4期幕別町障がい福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい福祉施策の取組みを基本理念としている「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定しています。

本計画は、まちづくりの指針である「第5期幕別町総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「幕別町地域福祉計画」をはじめ関係計画と整合性が保たれた内容とします。

また、策定に当たって国の障害者基本計画や基本指針、北海道の「第4期北海道障がい福祉計画」とも整合性を図りながら、幕別町の障がい者福祉を計画的に推進していくものとします。



【市町村障害者計画】～障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害福祉計画】～障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。（第1項）

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第6項）

3 計画の期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の計画期間と同様に、平成27年度を始期とし、平成29年度までの3ヵ年計画とします。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第2期幕別町障がい福祉計画								
			幕別町障がい者福祉計画 第3期幕別町障がい福祉計画					
					計画 見直	幕別町障がい者福祉計画 第4期幕別町障がい福祉計画		

4 計画の性格

○ 障がい者福祉計画

すべての障がいのある人に対する障がい者福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定するものです。

○ 障がい福祉計画

国の規定による障がい福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、年次ごとに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

○ 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の一体的策定

両計画は、障がいのある人が自立して生活ができるよう地域全体が支えるまちづくりを理念としており、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

5 計画策定体制及び策定後の進行管理

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の町民をもって構成する「幕別町障害者福祉計画策定委員会」から答申を受け、策定したものです。

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や支援施策に関する意見等を把握するため、障がいのある人（65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者）全員を対象にしたアンケート調査を行いました。

さらに、障がいのある人やその家族を含めた地域住民、福祉関係者の声を聴き取るため、「自立支援協議会」やパブリックコメント（意見公募）を活用し、その意見を踏まえております。

また、庁内職員に対して、アンケート調査の結果公表や障がい者施策についての総合的な協議、施策の検討、意見公募を実施しています。

なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」）を取り入れ、「幕別町障害者福祉計画策定委員会」で本計画の進捗状況等を定期的に把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合、計画を変更などの対応を講じるとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。

【障害者総合支援法第88条第7項】

市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【障害者総合支援法第88条の2】

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

【幕別町障害者福祉計画策定委員会条例第1条】

幕別町の障害者が可能な限り地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりの指針となる幕別町障害者福祉計画の策定を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、幕別町障害者福祉計画策定委員会を置く。

6 計画の基本理念

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

また、幕別町地域福祉計画の基本理念を「地域でともに支えあう安らぎと温もりのあるまちづくり」と定めており、すべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支えあう地域社会を築くことを目標としております。

このことを踏まえて、当計画では、障がいのある人が自立して普通に暮らし、また地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、自然に交わり、支えあうまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念とします。

『自立』

障がいのある人とその家族が、地域の中で自立して生活ができ、安心・安全に生活できるまちづくり

『社会参加』

障がいのある人が、地域の一員として社会参加をしていき、生きがいをもって地域社会に貢献できるまちづくり

『共生』

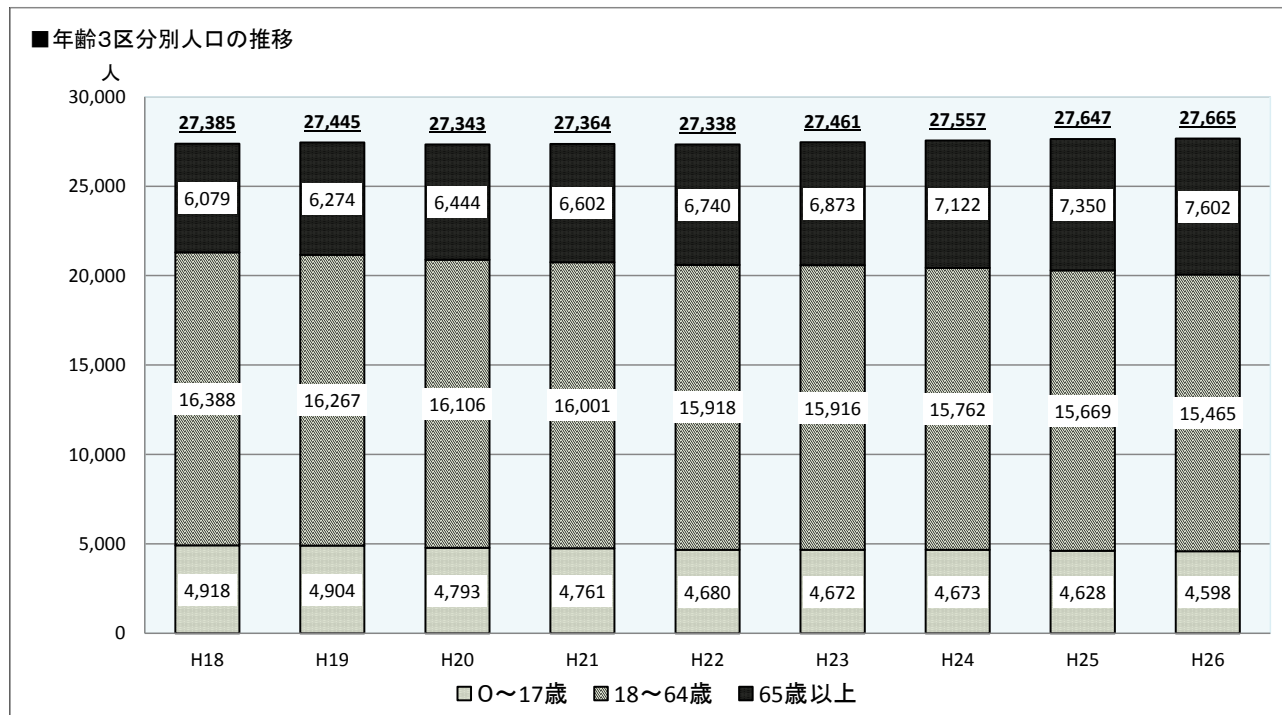
地域の住民が互いに協力し支えあい、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくり

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1 人口等の状況

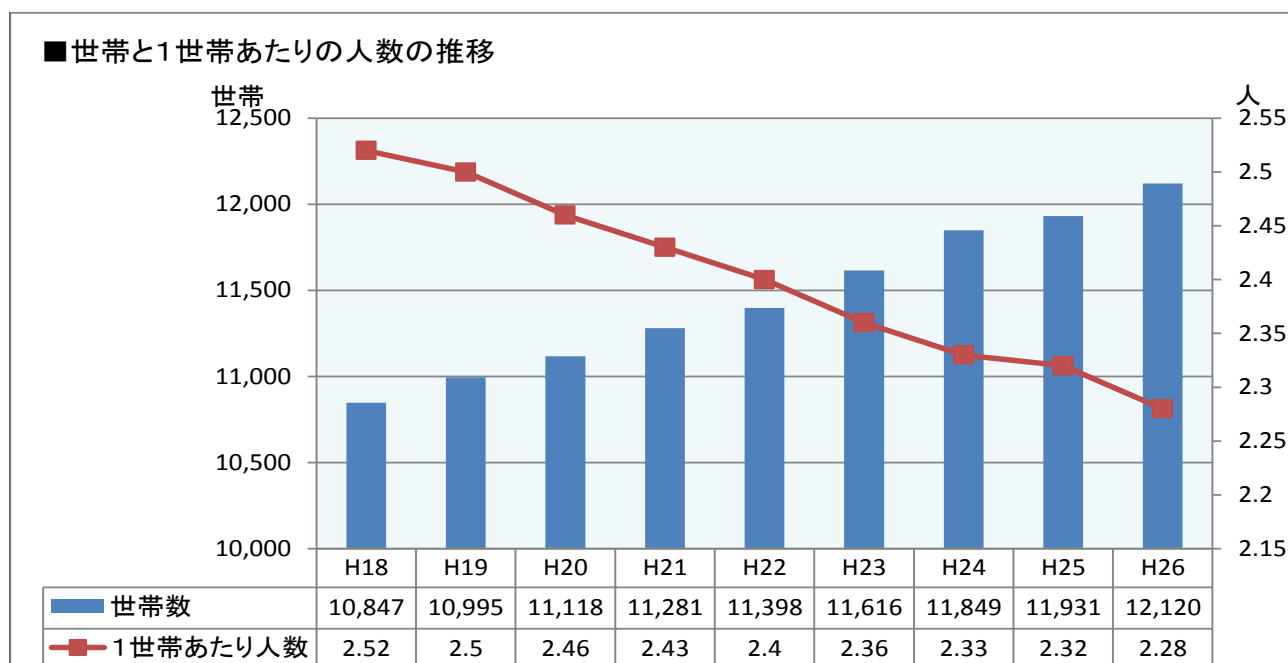
(1) 総人口の推移

平成26年3月31日現在での総人口は27,665人であり、近年の人口推移は横ばい傾向にあります。年齢階層別の状況では、65歳以上の人口割合が増加しており、一方、0～17歳、18～64歳の人口割合がともに減少しております。総人口に対する65歳以上の割合は、平成23年3月末に25%を超え、平成26年3月末では27.5%にまで伸びている状況となっています。



(2) 世帯の推移

世帯数は毎年増加を示しているため、1世帯あたり人数は減少傾向にあり、少子化、核家族化が進行していることがうかがわれます。



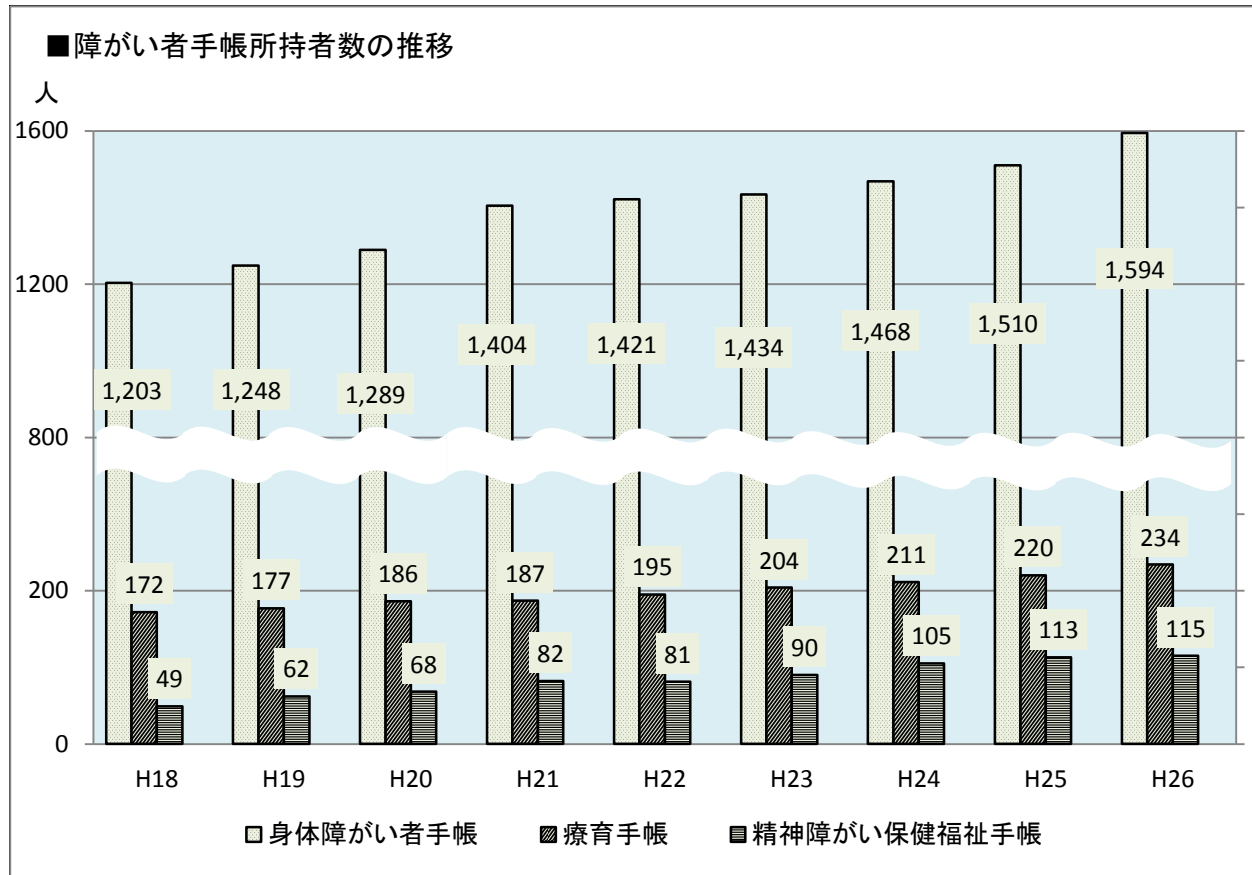
各資料：各年3月31日現在の住民基本台帳

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳保持者数の状況

平成26年3月末の身体障がい者手帳保持者は1,594人、療育手帳保持者（知的障がい）は234人、精神障がい者保健福祉手帳保持者（精神障がい）は115人となっており、総人口に対する障がい者手帳保持者の割合は7.0%になります。

いずれの種別も年々増加しており、特に精神障がい者保健福祉手帳保持者は、5年前の平成21年と比べて1.4倍に増えています。

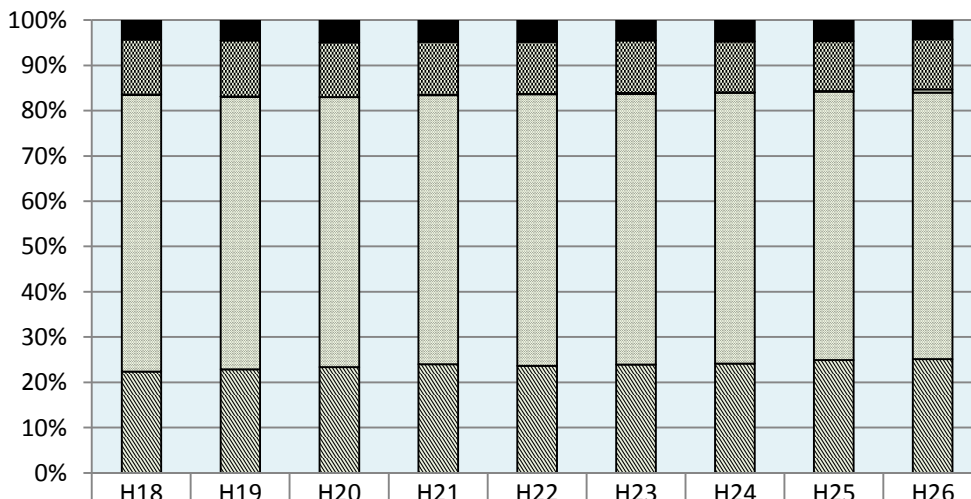


資料：【身体・療育】各年3月31日現在の手帳保持者数～十勝総合振興局
 【精神】各年3月31日現在の手帳保持者数～十勝総合振興局

(2) 身体障がい者の状況

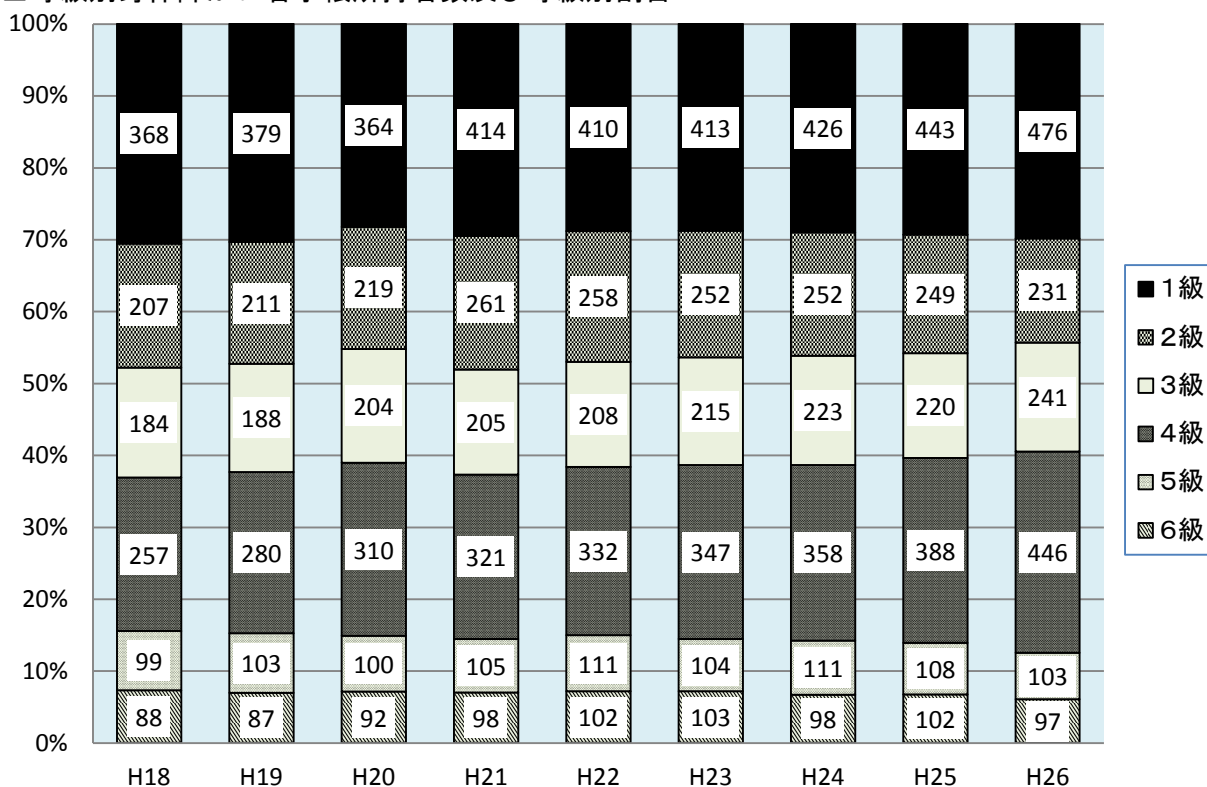
障がいの種別人数の推移をみると、すべての種別が増加しております。構成比では、肢体不自由が全体の約60%を占めております。また、内部障がいの全体に対する割合が年々増加傾向にあります。

■障がい種別数及び構成割合の推移



障がい等級別の人数の推移をみると、2級が平成21年をピークに徐々に減少していますが、ほかの等級には増加しています。構成比では、1級と4級が多くなっています。

■等級別身体障がい者手帳所持者数及び等級別割合

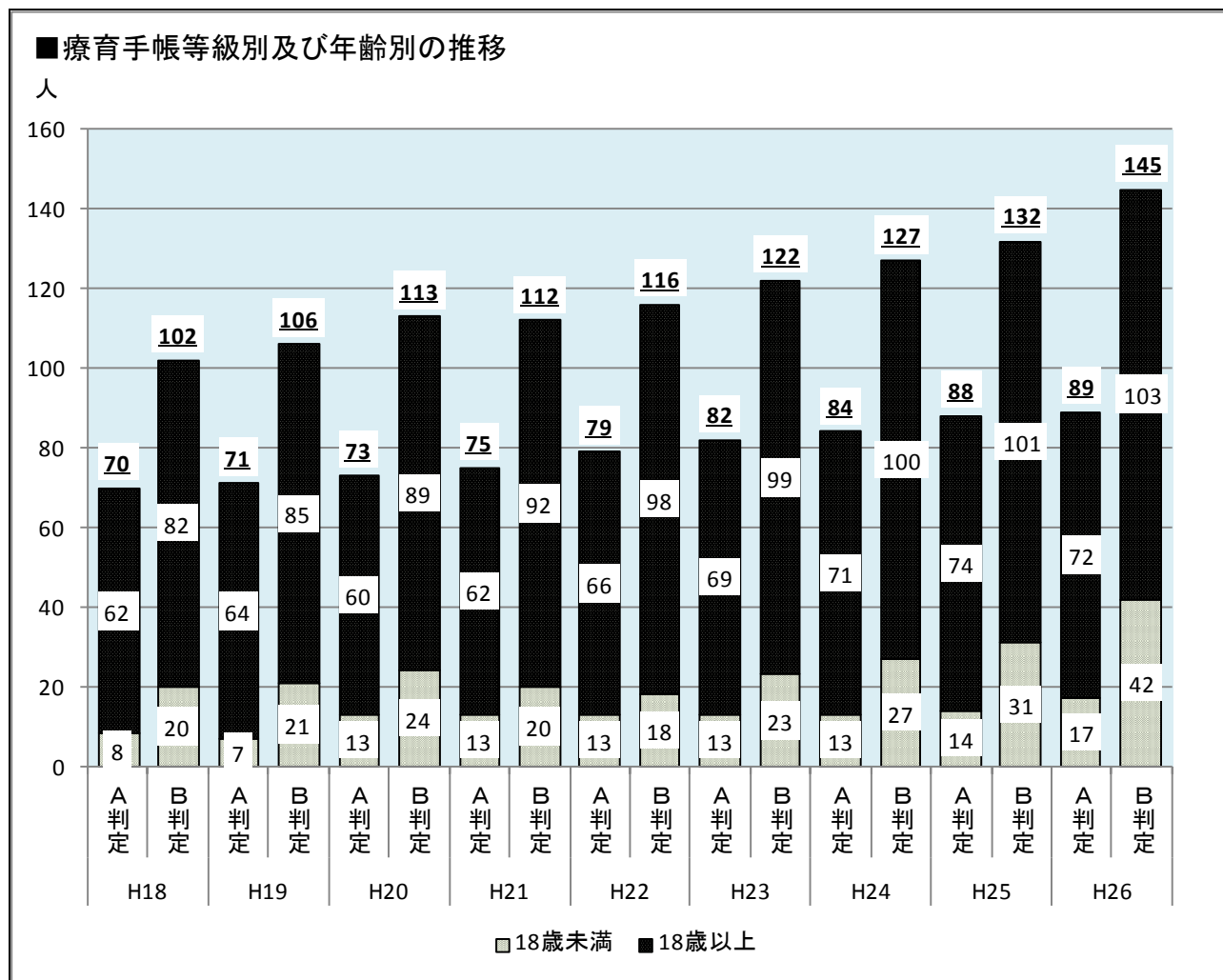


各資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

(3) 知的障がいの状況

療育手帳の人数の推移をみると、増加傾向にあり平成18年の172人から62人増加しています。構成比では、B判定が全体の約62%を占めております。

年齢別にみると、A判定及びB判定両方とも18歳以上の人数は横ばいであるが、18歳以下の人数が増加しています。



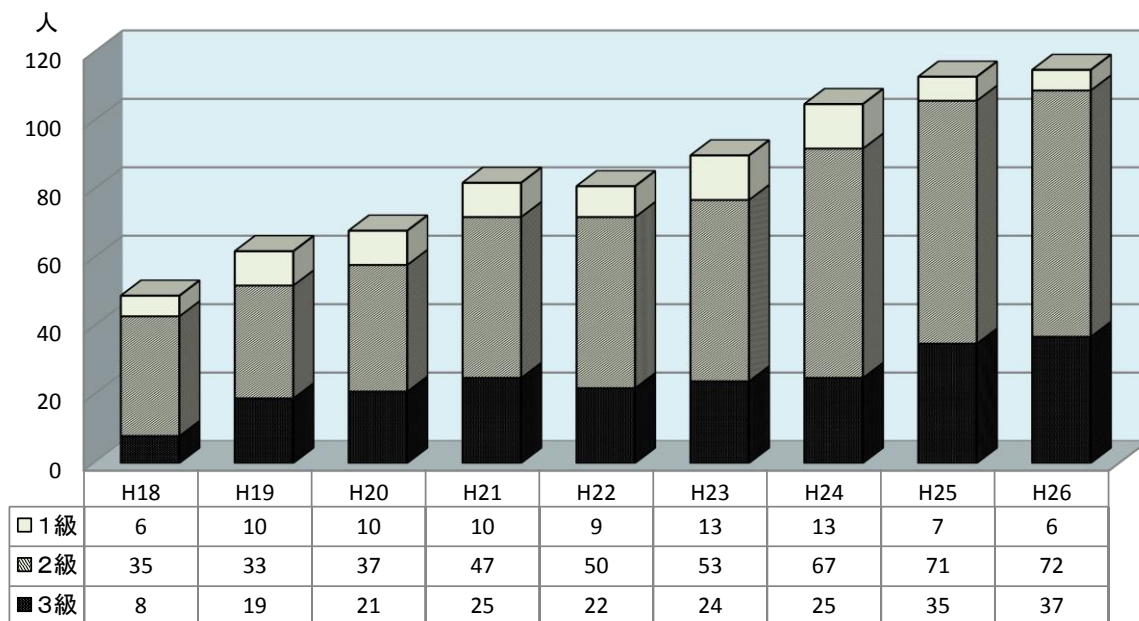
資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

(4) 精神障がい者の状況

精神障がいの人数の推移をみると増加しており、等級別でも2級・3級で増加傾向にありますが、重度の1級が平成25年、平成26年の2年連続減少しています。

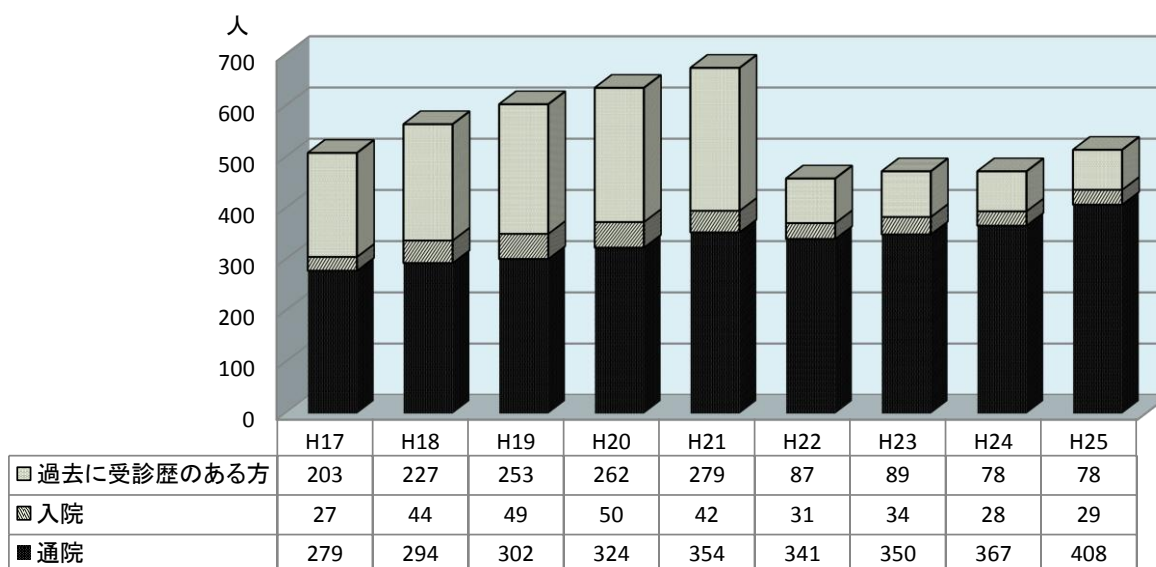
医療機関での受療者数も、年々増加しています。構成比では、通院が一番多くなっており、人数も増加していますが、入院者数が平成25年、平成26年と連続減少しています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者等級別の推移



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

■精神通院・入院医療受給者数の推移



資料：各年12月31日現在～十勝総合振興局

※ 従前の集計の中でも、受給者証の返還手続きがなく、死亡や転出等をしている人も含まれていたことから、平成22年の集計において、受給者の身元を確認したうえでの集計となったため、対象者が減少した。

(5) 特別支援学級児童・生徒数の状況

特別支援学級の状況は、小学校・中学校ともに全児童数・生徒数は年々減少しているが、特別支援学級在籍の児童数・生徒数が増加しており、それにもない学級数も増加しています。通級学級の児童数は、平成24年まで微増でしたが、その後微減になっている。

■特別支援学級の状況（小学校）

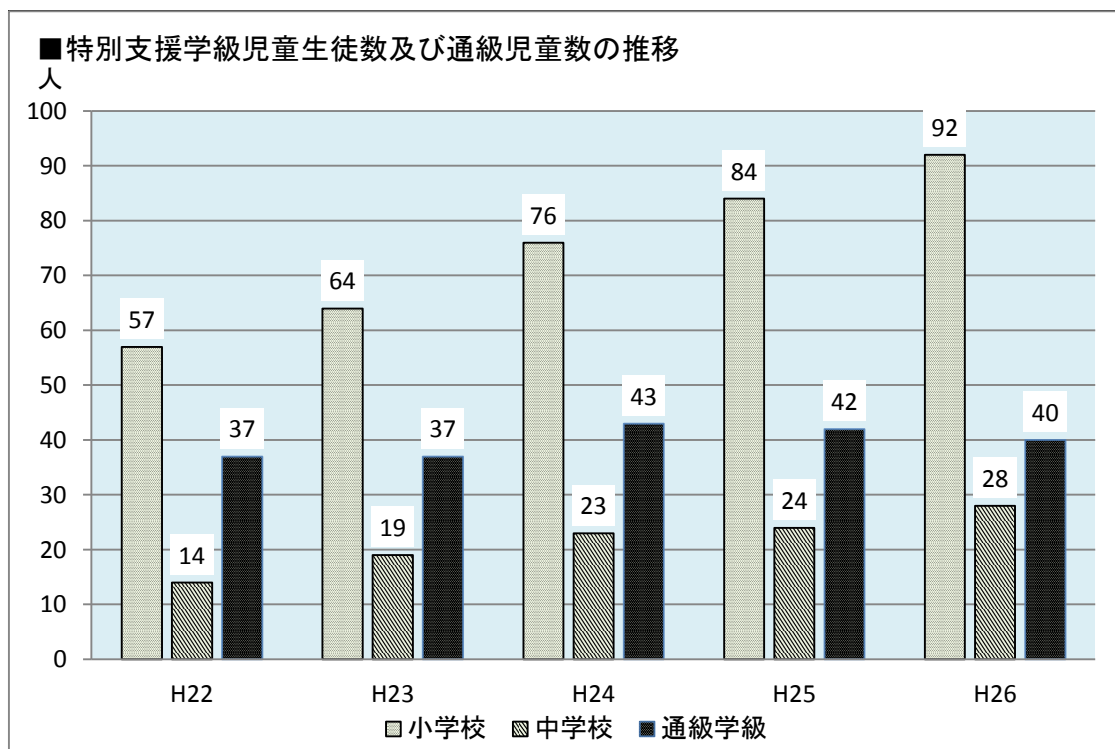
	H22	H23	H24	H25	H26
設置校数（校）	6	6	6	6	6
学 級 数（級）	24	25	29	31	34
児 童 数（人）	57	64	76	84	92
全児童数（人）	1,694	1,623	1,587	1,544	1,527

■特別支援学級の状況（中学校）

	H22	H23	H24	H25	H26
設置校数（校）	3	4	4	4	3
学 級 数（級）	9	11	12	14	15
生 徒 数（人）	14	19	23	24	28
全生徒数（人）	833	908	903	908	854

■通級学級の状況（小学校）

	H22	H23	H24	H25	H26
児 童 数（人）	37	37	43	42	40



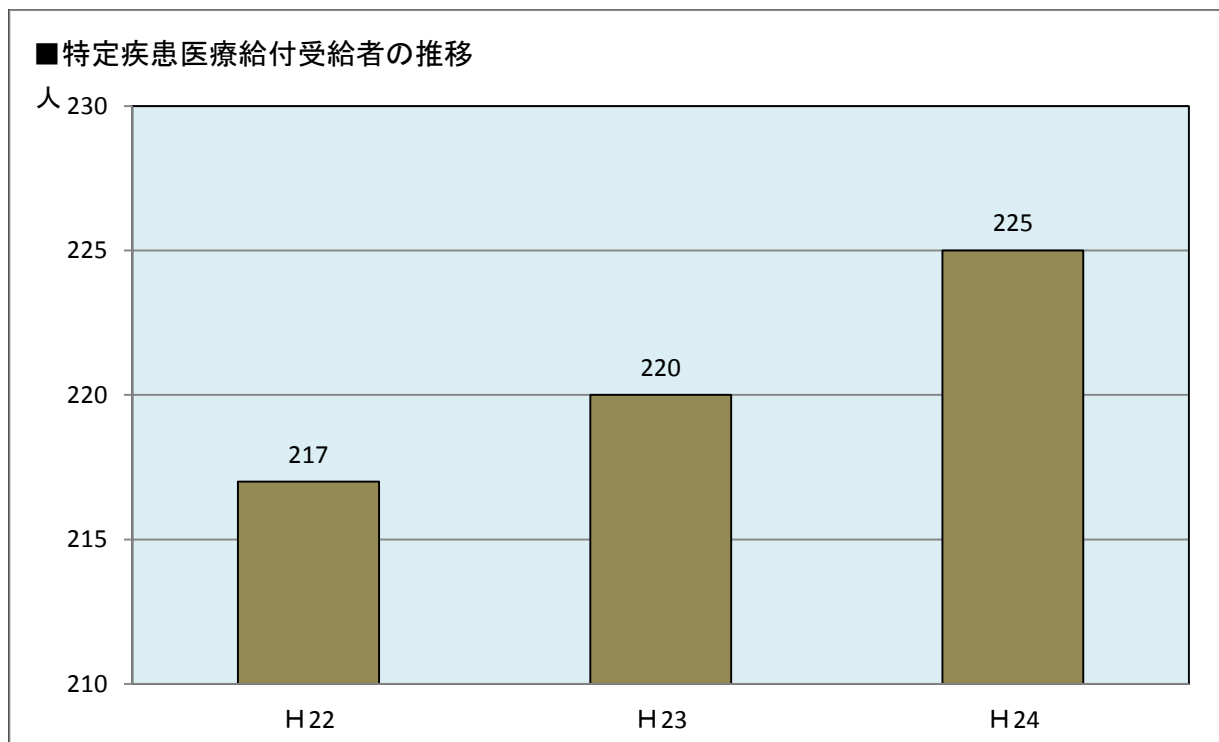
各資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(5) 難病患者数の状況

原因不明で治療法が未確立である疾病を難病といい、治療が極めて困難で、経過が慢性に渡り、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる56疾患（国）と9疾患（北海道）を特定疾病として医療費の助成がされています。

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がいの対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

町が把握しているのは、特定疾患治療研究事業の対象者である疾患の患者数であり、医療費の助成を受けているのは、平成24年3月31日現在225人です。



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

＝障がい者の定義＝

障害者基本法においては、「障害者」とは、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい、その他心身の機能に障がいのある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものとしています。

障害者総合支援法は、障害福祉サービスなどの利用対象者は次のとおりであることから、本計画でも次の対象者を含めた計画としています。

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。発達障害を含む。）
- ・ 児童福祉法に規定する障害児
- ・ 難病患者等

第3章 施策の取組み

1 計画の施策目標

本計画の基本理念である『自立・社会参加・共生』を実現するため、次の6項目を施策目標とします。

- ① 理解と交流の充実
- ② 相談支援体制・情報提供の充実
- ③ ライフステージにあった支援体制の充実
- ④ 生活支援の充実
- ⑤ 保健・医療の充実
- ⑥ 安全・安心な生活の確保

2 施策の体系

【施策目標】

【施策の方向】

理解と交流の充実

- ・障がいへの理解促進
- ・地域福祉ネットワークの構築
- ・生涯学習・スポーツ文化振興の推進

相談支援体制・情報提供の充実

- ・相談支援体制の強化
- ・権利擁護の推進
- ・情報提供の充実

ライフステージにあった支援体制の充実

- ・発達支援システムの確立
- ・雇用・就業の推進

生活支援の充実

- ・サービスの充実
- ・経済的自立への支援

保健・医療の充実

- ・疾病の予防と早期発見
- ・保健・医療サービスの充実

安全・安心な生活の確保

- ・住宅・生活環境の整備
- ・快適な外出への確保
- ・防災・安全対策の充実

3 理解と交流の充実

(1) 障がいへの理解促進

現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかし、障がいのある人を取り巻く社会環境は、アンケート結果の中でも、多くの人が嫌な思いを経験したことがあると回答し、障がいに対する偏見や差別、行動の妨げになる施設の構造、情報の収集や発信手段の制限、社会参加の制限などさまざまな課題があります。

町は、これまで関係機関と連携を図りながら、広報啓発をはじめ、障がいのある人や関係団体を支援してきましたが、さらに障がいのある人や関係団体と連携を強化して、地域住民が障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくりを推進していく必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
福祉イベントの開催支援	ふれあい広場、社会福祉大会などのイベント事業や、福祉施設を地域に開放して障がいのある人となない人が相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
交流機会の拡充	住み慣れた地域でのつながりを保つため、誰もが集える「サロン」などの交流機会の場の拡充に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
地域における福祉啓発の推進	町や社会福祉協議会の広報による啓発活動を充実するとともに、パネル展や出前講座を通じて、障がいへの理解と啓発に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
障がいへの理解教育の促進	障がいのある人に対する理解を深めるため、教育と福祉の連携により、乳幼児期から障がいのある人と身近に触れ合う機会を設け、互いに助け合う意識を育てます。	福祉課 保健福祉課 学校教育課
障がい者マークの周知徹底	車いすを利用している人を図案化した「国際シンボルマーク」をはじめ、各種障がい者マークを広く住民に知ってもらうため、公共施設の窓口に設置するなど、周知の徹底を図ります。	福祉課 保健福祉課
障がい者団体やサークル活動の支援	障がい者団体の活動を活性化させるため、活動内容の周知や障がいのある人同士が支えあうピアサポート活動の支援に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 地域福祉ネットワークの構築

現状と課題

核家族化の進行により、住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能の低下がいわれている中、地域のさまざまな問題に直面しながら、その対応に不安を抱えながら生活している障がいのある人も少なくありません。

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく地域住民が主体的に対応し支えていくことが求められていることから、地域福祉を担う人材を発掘し、それらの人々に活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取組みが必要となっています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
福祉向上における人材の育成	住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成やマンパワーの確保に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成	手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成にむけて、養成講座の開設に努めます。	福祉課
ボランティア活動の支援	地域の福祉活動に参加するための多様な参加機会や活動場所の確保、情報提供などの必要な支援を行います。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動の育成	手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座や研修会を開催し、人材の発掘や育成を図るほか、障がいのある人自らが参加する機会の充実に努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)
地域福祉ネットワークの構築	障がいのある人のニーズに寄り添ったボランティア活動の発掘や情報が提供できるよう社会福祉協議会などとの連携を図りながら、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となった地域福祉ネットワークづくりを進めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)

(3) 生涯学習・スポーツ文化振興の推進

現状と課題

障がい者スポーツの役割は、障がいのある人の体力の維持、増進、残存能力の向上や、障がい者に対する理解を促すものとして行われてきています。

また、平成23年6月に「スポーツ基本法」が成立し、この法律の中で新たに障害者スポーツの推進に関する内容が盛り込まれるなど、ますます障がいのある人のスポーツ活動に対する支援が求められています。

文化・芸術活動においても、障がいのある人の個性や趣味を広げることにより、地域における交流活動の場として展開される効果をもたらします。

障がいのある人がそれぞれの障がいに応じたレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行なうとともに、地域で気軽に楽しむことができるように、参加する機会の拡充を図る必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
各種スポーツ大会の支援	障がい者スポーツ大会など各種大会に選手を派遣するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。	福祉課 生涯学習課
指導員の養成と施設の改善・整備	障がいの特性に応じたスポーツ技術やルールなどの開発・研究を行い、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、指導員の養成や関連施設の整備改善に努めます。	福祉課 生涯学習課
芸術文化講座の開設支援や芸術作品発表などの環境づくり	関係団体と連携しながら、芸術文化講座の開設に向けた支援を行うとともに、障がいのある人自らが創作した芸術作品などを発表できる機会を作ります。	福祉課 生涯学習課

4 相談支援体制・情報提供の充実

(1) 相談支援体制の強化

現状と課題

障がいのある人やその家族に対する相談窓口には、町担当窓口や町内の指定相談支援事業所6箇所があり、相談支援体制の整備に努めてきましたが、アンケート調査結果をみると、相談支援の認知度はまだ十分ではありません。また、障がいのある人の悩みや必要とするニーズも複雑化・多様化し、それに対応しきれぬ相談支援体制基盤もまだ十分ではありません。

このようなことから、平成26年度から開始した基幹相談支援センターを中心として、相談支援従事者の資質向上や関係機関との連携強化を図る取組みを行い、今後、障がいのある人が生涯にわたって支援ができるよう、家族に対するケアを含めた継続性のある相談支援体制の強化が求められています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置	保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口を設置します。また、相談窓口を定期的に夜間まで延長する体制を整えます。	福祉課
相談支援事業所への支援	障がいのある人のニーズに応じた計画相談支援などを作成する相談支援事業所が継続的に運営できるように支援していきます。	福祉課
基幹相談支援センター事業の充実	地域における専門的な相談業務や成年後見制度利用の支援を図り、相談支援の中核的な役割を担う機関として設置します。また、各相談支援専門員の資質を高めるための客観的な視点の助言や人材育成に向けた研修を行います。	福祉課
相談員の設置	障がいのある人がさまざまな暮らしづらい問題や悩みを地域相談員が相談を受ける体制を整えます。	福祉課
居宅障がい者訪問相談事業の実施	精神障がい等で自宅への引きこもり等によりサービスに結びついていない障がい者等に対し、家庭訪問により障がい福祉施策のきめ細やかな情報提供やサービス利用意向等の確認、生活実態把握を行います。	福祉課
自立支援協議会の実施	障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱えるさまざまな課題を分かち合い、その課題解決に向けた話し合いの場を設置します。	福祉課

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

判断能力が充分ではない障がい者に対する虐待や詐欺行為が全国的に発生していることから、このような方々の生活を支えるため、権利擁護に関する制度や諸施策の充実が求められています。

権利擁護に関する制度の一つである成年後見制度は、着実に制度の周知が図られてきており、制度の利用に向けた体制の強化が必要となります。

また、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が全面施行され、また平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されることから、障がい者虐待などの権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、支援体制の整備、差別解消に向けた普及啓発が必要であります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
障がい者を理由とする差別解消のための啓発	障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレット等の作成やホームページでの掲載を実施します。	福祉課
障がい者の虐待防止に向けた普及啓発	障がい者の虐待を未然に防止するため、パネルの展示などを行い、普及啓発に努めます。	福祉課
障がい者虐待防止体制の構築	障がい者虐待が起きた場合の相談窓口や関係機関との連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。また、虐待が起きた時の一時保護のための居居の確保に努めます。	福祉課
成年後見制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について、広く周知に努めます。	福祉課 保健福祉課
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度を利用するにあたり、審判の請求費用、成年後見人の報酬などの必要となる費用を負担することが困難である者に対して、助成を行います。	福祉課 保健福祉課
日常生活自立支援事業の促進	障がいのある人や認知症高齢者など判断力が十分でない人が安心して福祉サービスを受けることができるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。	福祉課 保健福祉課

(3) 情報提供の充実

現状と課題

町では、障がいのある人の暮らしに密着した福祉制度の周知を図るため、さまざまな方法で情報を発信していますが、アンケート調査の結果では「各種サービスや制度・医療機関などの情報提供を充実してほしい」という意見が依然として多くあり、今後、障がいのある人が福祉に関する情報を気軽に得られるよう、障がい者の特性に配慮した身近で多様な情報提供に努めるとともに、窓口で対応する職員の資質向上に努める必要があります。

また、視聴覚の障がいのある人などにおける意思疎通支援事業は、多様な伝達方法や場面が考えられることから、個々のニーズに応じたサービスとして強化していくことが求められています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザインを用いた広報紙の作成	年齢や障がいに関係なく、あらゆる人が快適で正確な情報を伝えられるための配慮した文字や色を用いた広報の作成を行なうとともに、音声コード読み上げ装置等の活用について検討します。	企画室 福祉課
利用しやすいウェブサイトの充実	あらゆる人が町のホームページを快適に見ることができるよう、文字の拡大、色の変更、音声の読み上げ機能を導入します。また、誰でも情報を探しやすい見やすいウェブサイトづくりに努めます。	企画室
障がい福祉に関する説明会の開催	障がい福祉に関する諸制度の説明会、意見交換を出前講座の活用のほか、定期的な開催を行ないます。	福祉課 保健福祉課
ガイドブックや社会資源マップの作成	障がい福祉制度のガイドブックである「みんなのふくし」を障がいのある人などに配布します。また、障がいのある人が利用できる社会資源のマップを作成し、配布します。	福祉課 保健福祉課
意思疎通支援事業の派遣	意思疎通支援を必要とする聴覚障がいのある人に対する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣体制の整備に努めます。	福祉課 保健福祉課
情報・通信支援用具等の品目拡充	視聴覚の障がいのある人に対する補装具や日常生活用具の給付について、日常生活を快適に暮らせるよう、個々のニーズに応じた品目などを拡充していきます。	福祉課
点字・録音図書の貸出事業の実施	視聴覚の障がいのある人の文化活動を推進するため、関連図書の貸出しを行います。	福祉課

5 ライフステージにあった支援体制の充実

(1) 発達支援システムの確立

現状と課題

平成17年に「発達障害者支援法」が施行されたことに伴い、町は、法の趣旨に沿って発達の遅れのある子に対する支援施策の検討を重ね、平成23年12月に策定した「幕別町発達支援システム」に基づき、平成24年度に発達支援センターを設置し、発達の遅れのある子の早期発見、早期療育に取り組んでまいりました。

発達支援に関するアンケート調査結果では、発達支援センターの機能充実、学校内での理解を求める意見が多く、町としても、専門性の高いきめ細やかな発達支援の取組みが求められているところであります。

また、発達支援システムに盛り込んでいる乳幼児期から成人期までのライフステージまでの支援体制の構築をさらに強化していき、発達の遅れのある子や保護者を含む家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制を整える必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
健康診査事業の推進	妊婦や乳幼児の健診を通して、障がいや発育・発達の遅れなどの早期発見、早期療育を促します。	福祉課 保健課 保健福祉課
すくすく相談・発達相談の推進	2歳児の子を持つ保護者を対象に、さまざまな相談を受けながら、成長発達を確認することで、保護者の育児不安の解消につなげていきます。また、必要に応じて、発達に心配のある場合、発達相談にて必要な指導・支援を行います。	福祉課 保健課 こども課 保健福祉課
保育所・幼稚園等巡回発達相談の推進	集団生活場面で、発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援していきます。	福祉課
発達支援センターの機能充実	発達の遅れのある子やその家族、関係機関からの発達や療育に関わる相談や調整窓口として機能するとともに、学齢期以前の幼児に対する療育活動に、作業療法士や言語聴覚士などの専門的な療育機能を充実していきます。	福祉課
発達検査の推進	発達の遅れの「気づき」の発見や発達の遅れのある子の支援をするため、心理士による発達検査を行います。	福祉課
保護者支援の推進	発達の遅れのある子を持つ家族同士の交流の場の整備や機会を確保することにより、家族の不安の軽減を図れるよう、親の会等と連携し、交流活動の推進を図ります。	福祉課 保健課 保健福祉課

障がい児保育の実施	障がいのある子が保護者の就労等のため、保育に欠ける場合において、安心して保育を受けられる環境づくりに取組みます。発達障がいを含む障がいのある児童に対する保育の研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	こども課 保健福祉課
教育支援体制の充実	早期から教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援の助言を行う機能の充実を図ります。	学校教育課
合理的配慮に応じた教育の推進	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	学校教育課
特別支援教育支援員の配置	町立幼稚園及び小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、学校等における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取り組めます。	学校教育課
言語通級指導教室の設置	通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室を開設し、個別指導により、障がい等の改善・克服を図ります。	学校教育課
個別支援計画の作成	障がいや発達の遅れのある子に合わせた適切かつ継続的な支援を提供するため、乳幼児期から成人期までのライフステージに関わる機関が個別支援計画を作成します。	福祉課
自立支援協議会こども発達部会の設置	乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、発達支援に関する課題やその解決方法を検討していき、連携を図ります。	福祉課
児童発達支援の充実	就学前の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するための療育の場を確保します。	福祉課
放課後等デイサービスの充実	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期期間中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	福祉課

(2) 雇用・就業の推進

現状と課題

国は、平成25年度に法定雇用率を引き上げ、さらに障害者権利条約への対応として、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが盛り込まれた法改正が行われています。

しかし、アンケート調査結果では、一般就労したい障がいのある人が多くいる一方で、企業に対して、職場内での理解や勤務条件や勤務内容などが柔軟な対応を求めている意見も多いことから、より一層の障害者雇用の普及理解に努めていく必要があります。

一方、一般就労が困難な人や一般就労に結びつかない人に対して、作業訓練や福祉的就労などの受け皿が必要であり、就労意欲の向上や利用者個人のスキルアップを図ることも大切であります。また、就労支援部会を中心に、養護学校分校と連携を図り、職場体験受入先や卒業後の一般就労体制の拡充を図る必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
自立支援協議会就労支援部会の開催	一般就労のために必要な支援体制を整えるため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会就労支援部会で、地域の問題の掘り起こしとその解消に向けた検討を行います。	福祉課
一般就労に向けたマネジメントの確立	一般就労を希望する人に対し、的確なアドバイスや企業側との調整などの必要な支援を行うため、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター・ハローワークなどの専門機関と連携を図ります。	福祉課
就労系サービスの充実と質の確保	一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。また、事業所に対して、障害者差別解消法等の周知を図り、サービスの質の確保に努めます。	福祉課
職場体験事業の実施	町で行っている職場体験事業を継続的に実施し、職場体験事業に参加する人のニーズや特性に合わせた体験受入先を開拓していきます。	福祉課
チャレンジ雇用事業の実施	職場体験事業終了後も、障がいのある人への一般就労の意欲を維持させるために、町で「チャレンジ雇用」として、1年以内の期間を単位に臨時職員として雇用するとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等を通じて、一般企業等への就職につなげていきます。	福祉課

福祉の店の支援	障がいのある人が制作した製品等を販売する場を確保するとともに、障がいのある人が販売等に参加できる体制を確立する。	福祉課
障害者就労施設等の受注機会の拡充	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定・公表し、障害者就労施設等からの物品や委託業務の受注機会の拡充に努めます。	福祉課 総務課
農業と福祉の連携推進	就労支援事業所等による障がいのある人が農業に携わることができる環境づくりを推進していきます。	福祉課 農林課
障害者雇用の促進	特例子会社の誘致の検討、就労継続支援A型事業所の参入促進を図るなど、就労の場の拡大に努めます。また、町と養護学校で連携を図り、卒業後の就労先として、本人の希望や能力に適した企業の開拓をしていきます。	福祉課 商工観光課
町職員における障害者雇用の推進	障害者雇用率を継続的に達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討します。	総務課
多様な就労方法や技能取得制度の周知	テレワーク等多様な就労方法や技能取得制度を周知するとともに、障害者就業・生活支援センターと連携して、障がいのある人の雇用を支援します。	福祉課
自動車改造費助成事業の実施	就労などのため、重度の肢体障がいのある人が自らの自動車を改造にかかる費用として、1人10万円を限度に助成します。	福祉課 保健福祉課
自動車運転免許取得費助成事業の実施	重度の肢体障がいのある人が普通自動車免許を取得する場合、その自動車免許の取得にかかる費用として、1人10万円を限度に助成します。また、自立支援を目的として、助成対象者の拡大に向けて、検討していきます。	福祉課 保健福祉課

6 生活支援の充実

(1) サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、障害福祉サービスの充実に努めてきましたが、年々、利用希望者の増加とニーズの多様化が見られます。

アンケート調査結果では、「家族と一緒に暮らしたい」という意見が多いが、現在の支援者の年齢は50歳以上が半数を占めており、支援者の高齢化への対応、自立と親亡き後の不安解消のため、グループホームなど住まいの確保と生活支援を図っていく必要があります。

また、地域別にみると、サービス事業所が札内地区に偏り、幕別地区・忠類地区には事業所がない状況にあることから、既存の介護保険サービス事業所との共生型利用も検討しながら、サービスの基盤整備に努める必要があります。

今後、サービス事業者などと連携して、障がいのある人やその家族のニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供ができるよう、サービス基盤の整備を図ることも重要となります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
訪問系サービスの確保	障がいのある人の入浴・排せつ・食事の世話や、掃除・料理・洗濯などの家事を行えるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
日中活動系サービスの確保	日中、日常生活又は社会生活ができるための創作的活動や生産活動の機会を提供できるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
短期入所サービスの確保	自宅で介護する人が一時的休息などのために、障がいのある人が施設で短期間宿泊できるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
訪問入浴サービスの確保	自宅の浴室での入浴が困難な人に、簡易浴槽を持ち込んで、入浴サービスを提供できるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課
日中一時支援事業の確保	障がいのある人が、家族の就労・病気・休息などにより介護ができないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行えるよう、必要な供給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。	福祉課

地域活動支援センター事業の充実	障がいのある人などが通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のための便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、地域生活や日中活動を支援します。	福祉課
福祉用具の給付事業の充実	障がいのある人や難病患者の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具の給付等を行ないます。また、日常生活用具において、個々のニーズに応じた品目などを拡充していきます。	福祉課 保健福祉課
グループホームや宿泊型生活体験施設の確保	障がいのある人が地域で自立した生活を送るための生活の場、体験できる場として、関係団体と連携しながら、新築又は既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。	福祉課
施設入所支援の確保	地域で生活することが困難な障がいのある人に対して、広域的な利用を目的とした入所施設の確保に努めます。	福祉課

(2) 経済的自立への支援

現状と課題

障がいのある人の中で、就労等による所得を得ることが困難である人や通院等で経済的に負担が重くかかっている人は少なくありません。そのため、生活を安定するためには、まず、所得の保証や経済的な支援が必要とされています。

アンケート調査結果においても、「生活するうえでの経済的な援助」を求める意見が多いことから、各種福祉手当の所得保障や税金などの減免の経済的負担を軽減するための生活安定施策の周知が必要となります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
各種福祉手当の情報提供	障がいのある人の生活を支援するため、特別障害者手当や特別児童扶養手当等の必要な情報の提供に取組みます。	福祉課
施設利用料の減免	障がいのある人に、スキー場、ナウマン象記念館やふるさと館の施設利用料を減免します。	生涯学習課 商工観光課 地域振興課
生活福祉資金貸付事業の促進	低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図れるよう、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業を支援します。	福祉課 保健福祉課
交通費助成事業の実施・周知	障がいのある人が機能回復訓練や日常生活訓練を行なうための施設に通う交通費、人工透析や特定疾患の治療のために医療機関に通う交通費を助成し、周知に努めます。また、燃料価格の現況に合わせた助成金額の設定を検討します。	福祉課 保健福祉課
割引・減免制度の事務の支援と啓発	有料道路通行料割引やNHK放送受信料の減免などの制度の事務を行うほか、制度の啓発に努めます。	福祉課 保健福祉課

7 保健・医療の充実

(1) 保健・医療サービスの充実

現状と課題

障がいのある人に関する医療は、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

障害者総合支援法により、平成25年4月から障害児・者の対象に、130疾患及び関節リウマチの難病患者等が追加されました。また、平成26年5月に難病と小児慢性疾患の医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定と児童福祉法の改正が行われ、今後、対象となる疾患が拡大されることから、新しい制度の情報を随時提供し、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

また、近年の医療技術の進歩により、指定医療機関等の充実を図るなど、身体障がい者や難病患者が地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりが必要です。保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが課題となっています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
自立支援医療の実施	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療費（更生医療・育成医療）を給付します。また、精神通院医療費の給付制度の周知に努めます。	福祉課 保健福祉課
医療費の助成	障がいのある人の医療費軽減のため、障がいの程度により、重度心身障がい者医療費助成を実施し、周知に努めます。	町民課
難病患者の医療費助成に関する情報提供	難病患者への医療費助成の制度変更がある場合、関係機関と連携して情報提供に努めます。	福祉課
訪問リハビリ・訪問看護の確保	在宅療養者の身体機能の維持向上や医療的ケアを図るため、医療機関及び関係機関、施設等と連携し、訪問リハビリ・訪問看護の提供を確保します。	福祉課 保健課 保健福祉課

(2) 疾病の予防と早期発見

現状と課題

今日の精神的ストレスから生じる精神の障がいを抱える人が増えていることから、早期発見・適切な対応がとれる体制、また心の健康を保つための普及啓発が必要であります。

また、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病などの疾病が原因で、障がいをもつ人が増加していることから、メタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を引き続き実施し、個人の心身状況の維持・増進をするための健康づくりに取り組むことが重要であります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
心の健康を保つための啓発活動の実施	心の健康に関心を持ち、精神的ストレスによる精神の障がい、アルコールや薬物の害について正しく理解するとともに、不安や悩みを感じたときに早期に発見し、適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。	保健課 保健福祉課
健康教育・栄養指導の実施	生活習慣病予防のための食生活、運動、その他保健予防に関する集団健康教育を行ないます。	保健課 保健福祉課
健康相談の充実	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。	保健課 保健福祉課
各種運動教室の充実	身体機能を維持し、転倒等による障がいになることを予防するため、健康教室等を通じた意識的に体を動かす機会の拡充を図るなど運動指導の充実を図ります。	保健課 保健福祉課
各種健診の充実	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。	保健課 保健福祉課
巡回歯科保健指導事業の実施	通院による歯科治療を受けることが困難と思われる障がいのある人に対して、歯科疾患の予防、早期発見及び口腔機能の発達・維持を行い、歯科保健の向上を図ります。	保健課 保健福祉課

8 安全・安心な生活の確保

(1) 住宅・生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造であることが重要です。近年、住宅メーカーなどでは、バリアフリーに配慮した住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

公営住宅や個人住宅においても、手すりの設置や建物内外の段差解消、スロープの設置などにより、バリアフリーに配慮した住環境の整備に努めていますが、さらに障がいの種別に関係なく、誰もが使えることができるユニバーサルデザインを取り入れた住環境の整備が必要となっています。

また、長期入院から地域に移行する方や一人暮らしを希望する方などに対して、身元保証人がいないなどで賃貸物件の契約手続きに支援が必要なことが多く、また転居後でも常時の連絡体制を確保することで安心して生活ができる体制づくりが求められています。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備	公営住宅の改修・建替えにあたっては、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を整備します。	都市施設課 経済建設課
住宅改修費助成制度の実施	下肢などの障がいのある人が住む家に対して、手すりやスロープの設置、洋式便器の取替えなどの改修に係る費用を助成します。	福祉課 保健福祉課
住宅改修相談体制の充実	障がいの状況に応じた適切な住宅改修となるように、福祉住環境コーディネーターや介護支援専門員などの相談体制の充実を図ります。	福祉課 保健課 保健福祉課
地域移行支援（居住サポート事業）・地域定着支援の体制整備	施設や病院などから地域移行する方や一人暮らしの方などに対して、アパート等の賃貸物件の情報提供、契約手続やその後の見守りなどの生活支援を行う地域移行支援事業の体制を整備します。また、急病や精神不安定など緊急的な支援に備え、常時の連絡体制を確保し、緊急的な支援が必要になった時に、相談その他必要な支援を行う地域定着支援の体制を図ります。	福祉課
障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進	除排雪を自力又は家族などで行なうことが困難な障がいのある世帯などに対して、地域の支え合いなどによる除排雪活動の仕組みづくりを努めます。	福祉課 保健福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 快適な外出への確保

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活ができるように、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人の安全な暮らしの確保を図らなければなりません。

アンケート調査の結果では、「障がい者に配慮した設備が不十分」、「道路や建物の段差が大変」という意見が多く、障がいのある人に配慮した建築物・道路・公園などを計画的、段階的に整備していくことが望まれています。

また、障がいのある人が地域社会へ積極的に参加していくため、外出しやすい環境や交通機関の利便など移動手段への支援対策を充実させる必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
福祉環境施設整備の促進	公共施設を対象に出入口、廊下、トイレ、駐車場など障がいのある人のニーズに応じた整備・改善に努めます。また、公共施設を新設にあたって、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設を整備します。	総務課 都市施設課 経済建設課
歩行空間の整備	障がいのある人にとって、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備、段差解消、点字誘導用ブロックの設置、階段のスロープ化に努めます。	土木課 経済建設課
交通安全施設の整備	音響式信号機や弱者感应式信号機の増設などを関係機関に要望します。	町民課 地域振興課
歩道の除雪体制の強化	歩道除雪対象路線の拡大に努めるほか、坂道には凍結防止剤や特殊舗装化に努めます。	土木課 経済建設課
移動支援事業等の確保	障がいのある人が円滑な外出ができるよう、ヘルパーの派遣により、外出のための支援を行うとともに、必要な供給量を確保できるよう、基盤整備に努めます。また、事業内容について、ニーズの高い外出目的にも対応できるよう検討していきます。	福祉課
車両移送による移動手段の確保	車両移送による福祉有償運送事業、外出支援サービス事業の活用により、移動手段の確保に努めます。	福祉課 保健課 保健福祉課

(3) 防災・安全対策の充実

現状と課題

平成23年3月に東日本大地震の大きな災害が起きたことを契機に、防災への関心が高まり、障がいのある人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

災害時に備えて、町内に13ヶ所の福祉避難所を指定し、必要な備蓄品等の整備を図っているところですが、アンケート調査結果では、災害が発生した場合における不安として、「医療の確保」、「プライバシーの保護」、「情報伝達」と挙げられていることから、日頃からの防災対策を講じるとともに、障がいのある人に配慮した福祉避難所の設備や介護や医療の確保など、これまで以上に支援体制の充実を図ることが求められています。

また、障がいのある人の日常の安全を確保するため、救急医療情報キットの配布、緊急通報システムや聴覚障がい者専用ファクシミリの設置など、緊急時の情報伝達の充実を図ります。

施策の方向

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者の支援体制の整備	民生委員・児童委員や関係機関などにより、日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、日常的な見守り体制や災害時における地域支援体制の整備に努めます。	福祉課 町民課 保健福祉課
福祉避難所の整備と避難生活での配慮	障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所を整備します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や内部障がい等への必要な医療品や備品の確保に努め、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。	福祉課 町民課 保健福祉課
緊急通報システム事業の推進	障がいのある世帯で、急病や事故などの緊急時に消防署や近隣の協力者に通報できる緊急通報システムの推進に努めます。	保健課 保健福祉課
救急医療情報キットの配布	障がいのある人で、救急時の適切な処置や緊急連絡先への対応に活用する「救急医療情報キット」を支給します。	福祉課 保健福祉課
聴覚障がい者等専用ファクシミリの設置	聴覚や言語機能に障がいのある人からの災害通報や救急要請を受ける専用ファクシミリを消防署に設置し、即応体制の充実に努めます。	福祉課 保健福祉課

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1 地域生活や一般就労への移行を進める上での目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

現状と課題

国は、障害者総合支援法の施行により、障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所から地域生活へ移行希望に対して、基盤の整備に努めてきました。

しかし、北海道では、障害者総合支援法以前から入所施設が多く、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現には、グループホームなどの住まいを基本とする基盤整備が不十分な状況にあります。

町においても、平成25年度に町内に初めてグループホームが開設されて、地域生活へ移行をするための住まいの場が整備されつつありますが、いまだに十分ではなく、入所施設と同じ市町村のグループホームなどに頼らざるをえない状況にあります。

今後も、施設に入所している人のニーズに応じて、グループホームなどの住まいの整備の促進する必要があります。

目標値設定

北海道による目標値の基本指針では、平成25年度末の入所者数の12%以上の人が平成29年度末までに地域生活に移行するとともに、平成29年度末時点の施設入所者数が平成25年度末の入所者から4%以上減少することを目標としています。

町においては、北海道の基本指針をもとに、今までの実績や施設入所者の意向を踏まえて、次のとおり数値目標を設定します。

区分	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数 (A)	61人	平成25年度末の施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数 (B)	64人	
【目標値】減少見込数(A-B)	△3人	施設入所者の意向を踏まえ、また新規入所者の見込みを勘案し設定
【目標値】地域生活移行者数	1人	障害者支援施設等入所者の地域生活への移行状況調査から地域生活への移行希望があった人数を設定

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は、道内では低調な数値ではありますが、町では、職場体験事業の実施により、就労への意欲をもつ障がい者が増えてきています。

今後も引き続き、職場体験事業の受入先の確保・充実、一般企業における障がい者雇用の理解を図り、一般就労に結びつけるような体制の強化を図る必要があります。

目標値設定

北海道では、平成29年度までに福祉施設利用者の一般就労への移行者数を平成24年度の一般就労移行者の2倍以上を基本にすることを目標としています。

町では、就労移行支援事業や就労継続支援事業、職場体験事業を通じて、更なる障がいのある人の一般就労への移行を目指すため、平成24年度末までの一般就労移行者の2倍を目標といたします。

また、一般就労に向けた就労移行支援事業所の利用者の目標値は、北海道による基本指針に基づき、平成29年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成25年度利用者数から6割以上の増加を見込んで設定しています。

① 一般就労移行者数

区分	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者	2人	平成24年度に福祉施設を終了し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度までの一般就労移行者	4人	

② 就労移行支援事業所利用者数

区分	数値	備考
平成25年度の就労移行支援事業の利用者	5人	平成25年度末の就労移行支援事業所利用者数
【目標値】 平成29年度の就労移行支援事業の利用者	13人	

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、グループホーム、地域移行支援等の充実など、サービス提供体制の整備を推進します。さらに、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の場の提供、緊急時のショートステイの受入、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能などが求められており、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化していきます。

区分	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	

2 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の目標

(1) 訪問系サービス

現状と課題

障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護などを行なう訪問系サービス体制の充実を図る必要があります。

特に、重度の障がいのある人に対して利用することができる「重度訪問介護」の利用や平成23年10月から新たにサービスと加えられた視覚障がいのある人に対する外出先における移動支援としての「同行援護」の利用の促進を図り、サービス必要量に対して確保しています。

また、重度の在宅障がいのある高齢者において、介護保険サービスの支給限度基準を超えて、さらに障害福祉サービスの訪問系サービスを必要とする場合もあり、そのサービス必要量を加えて確保する必要があります。

目標値設定

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援があります。

訪問系サービスは、重度の障がいのある人が自立した生活を送るために必要なサービスを提供するため、サービス量が年々増加傾向にあることから、今後も引き続き、重度の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第3期計画における利用時間の達成率】（1月あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	1,080時間	1,230時間	1,380時間
実績値	892時間	1,122時間	1,137時間
達成率	82.6%	91.2%	82.4%

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	43人	45人	47人
利用時間数	1,204時間	1,260時間	1,316時間

(2) 日中活動系サービス

現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活できるよう、生活介護や就労継続支援などの事業を展開し、生きがいをもった生活が送られるよう基盤体制の充実を図る必要があります。

近年、町内及び近隣市町村における新規事業者の参入に伴い、日中活動ができる場を確保しつつありますが、幕別地区や忠類地区にサービス基盤が足りなく、引き続き、新規事業者の掘り起こしや既存の介護保険サービス事業所との共生型利用も視野に入れたサービスの基盤を整備に努める必要があります。

目標値設定

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護、短期入所があります。

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所は、ほぼ目標値どおりの利用実績ですが、他の日中活動サービスは、目標値より大きく下回っています。

就労継続支援A型は、近年、帯広市内での新規事業者の参入が多く、利用希望者が増加傾向を示しています。また、就労移行支援は、平成26年度に町内で初めて事業所を開設し、今後、利用者が増えていくことが見込まれます。

このことを踏まえて、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第3期計画における利用量の達成率】（1月あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	目標値	延べ 1,586人	延べ 1,606人	延べ 1,636人
	実績値	延べ 1,543人	延べ 1,594人	延べ 1,638人
	達成率	97.3%	99.3%	100.1%
自立訓練 （機能訓練）	目標値	延べ 22人	延べ 22人	延べ 22人
	実績値	延べ 2人	延べ 0人	延べ 2人
	達成率	9.0%	0.0%	9.1%
自立訓練 （生活訓練）	目標値	延べ 84人	延べ 84人	延べ 84人
	実績値	延べ 33人	延べ 36人	延べ 19人
	達成率	39.3%	42.9%	22.6%
就労移行支援	目標値	延べ 204人	延べ 224人	延べ 244人
	実績値	延べ 119人	延べ 84人	延べ 104人
	達成率	58.3%	37.5%	42.6%
就労継続支援A型	目標値	延べ 88人	延べ 154人	延べ 220人
	実績値	延べ 35人	延べ 89人	延べ 222人
	達成率	40.9%	22.7%	100.9%
就労継続支援B型	目標値	延べ 1,037人	延べ 1,072人	延べ 1,142人
	実績値	延べ 966人	延べ 1,173人	延べ 1,298人
	達成率	93.2%	109.4%	113.7%
療養介護	目標値	5人	5人	5人
	実績値	4人	4人	4人
	達成率	80.0%	80.0%	80.0%
短期入所	目標値	延べ 6人	延べ 6人	延べ 6人
	実績値	延べ 5人	延べ 7人	延べ 7人
	達成率	83.3%	116.6%	116.6%

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数	92人	93人	94人
	利用量	延べ 1,773人	延べ 1,773人	延べ 1,795人
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	延べ 10人	延べ 10人	延べ 10人
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	3人	3人	3人
	利用量	延べ 45人	延べ 45人	延べ 4人
宿泊型自立訓練	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	延べ 31人	延べ 31人	延べ 31人
就労移行支援	利用者数	9人	11人	13人
	利用量	延べ 144人	延べ 178人	延べ 212人
就労継続支援A型	利用者数	15人	17人	19人
	利用量	延べ 300人	延べ 340人	延べ 380人
就労継続支援B型	利用者数	76人	76人	76人
	利用量	延べ 1,389人	延べ 1,389人	延べ 1,389人
療養介護	利用者数	5人	5人	5人
短期入所	利用者数	5人	5人	5人
	利用量	延べ 10人	延べ 10人	延べ 10人

(3) 居住系サービス

現状と課題

地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要であり、このため、共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めてきました。

また、障がいのある人やその家族の高齢化に伴う、いわゆる「親亡き後」の課題に対応すべく、居住の場の確保が求められている中、平成25年度に町内でグループホームが整備されました。今後も引き続き、支援者の高齢化への対応、自立と親亡き後の不安解消のため、グループホームなど住まいの確保と生活支援を図っていく必要があります。

目標値設定

平成25年度に町内で初めてグループホームが整備されたことを皮切りに、現在では町内のグループホームの利用定員総数が50人以上となりました。今後、親亡き後の課題に対応するための受け皿及び自立した生活を送るための居住の場として、グループホームを確保しながら、地域に安心して暮らせるよう日中活動の場や相談支援の充実を図る必要があります。

また、施設入所支援は、介護する家族などの状況により、地域で暮らすことが困難である場合の受け皿として、一定のサービス量を確保する必要があります。また、地域生活への移行を希望する方に対し、グループホームなどの居住の場を提供できる体制を図りながら、サービス量を見込んでいます。

【第3期計画における利用者数の達成率】（1月あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 （共同生活介護）	目標値	42人	42人	51人
	実績値	42人	47人	50人
	達成率	100.0%	111.9%	98.0%
施設入所支援	目標値	63人	63人	63人
	実績値	63人	63人	61人
	達成率	100.0%	100.0%	96.8%

* 共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月から共同生活支援（グループホーム）に一元化されました。

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	58人	58人	58人
施設入所支援	63人	63人	64人

(4) 相談支援

現状と課題

平成24年度の制度改正により、障害福祉サービスを利用している人は、平成27年3月末までに計画相談支援（サービス等利用計画作成）が義務付けられました。

現在、町内では相談支援事業所が6箇所ありますが、町内に住む障害福祉サービスを利用している人に対して、セルフプラン（自己作成）を含めた計画相談支援の利用意向を確認しながら、サービス等利用計画の完全作成に向けて、計画的に取り組んでいます。

今後、相談支援を行う指定相談支援事業者の基盤強化、相談支援従事者の質の向上に向けた養成が必要となります。

目標値設定

前回の計画における計画相談支援の目標値は、国で示す計画相談支援の利用に基づき、1月あたりの利用人数を示したものでありますが、今回の計画では、計画相談支援の実利用者数に変更されています。そのため、今回の計画相談支援の目標値は、セルフプラン（自己作成）を勘案して、障害福祉サービス利用者の9割分を見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援は、施設入所・入院から地域生活へ移行する人や家族との同居から一人暮らしに移行する人に対しての相談支援であり、利用対象者が利用できるサービス量を見込んでいます。

【第3期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	目標値	38人	40人	52人
	実績値	30人	44人	68人
	達成率	78.9%	110.0%	130.8%
地域移行支援	目標値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	目標値	1人	1人	1人
	実績値	4人	6人	8人
	達成率	400.0%	600.0%	800.0%

【第4期計画における必要量の見込】（実利用者数）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	243人	248人	255人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	13人	15人	17人

(5) 障害児通所支援

現状と課題

平成23年5月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成24年4月から従前の児童デイサービスが児童福祉法で定める障害児通所支援になりました。当計画において、国の基本指針に基づき、障害児支援のための計画的な基盤整備として、障害児通所支援の目標値を設定します。

平成26年度に町内で初めて障害児通所支援が開設しましたが、療育を求めるニーズが依然に多く、それに対応すべく更なる基盤整備と専門的な療育機能の強化が求められています。

目標値設定

障害児通所支援には、就学前の児童を対象にした療育の「児童発達支援」と学齢期の児童を対象にした療育の「放課後等デイサービス」があります。そのほかに、保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う「保育所等訪問支援」があります。

障害児通所支援における必要量は、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第3期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
児童発達支援	利用者数	5人		6人		12人	
	利用量	延べ	55人	延べ	68人	延べ	119人
放課後等デイサービス	利用者数	9人		13人		25人	
	利用量	延べ	30人	延べ	69人	延べ	145人
保育所等訪問支援	利用者数	0人		0人		0人	
	利用量	延べ	0人	延べ	0人	延べ	0人

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
児童発達支援	利用者数	13人		13人		13人	
	利用量	延べ	129人	延べ	129人	延べ	129人
放課後等デイサービス	利用者数	26人		26人		26人	
	利用量	延べ	171人	延べ	171人	延べ	171人
保育所等訪問支援	利用者数	0人		0人		0人	
	利用量	延べ	0人	延べ	0人	延べ	0人

(6) 障害児相談支援

現状と課題

平成23年5月に公布された整備法により、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する場合におけるサービス等利用計画として、平成24年4月に障害児相談支援が新設されました。

町内の相談支援事業所は、全て障害児相談支援事業所の指定も受けていますが、障害児相談支援の利用件数が少ないため、保護者が作成するセルフプラン（自己作成）を含めたサービス等利用計画の完全作成に向けた取り組みが必要です。

また、障害児相談支援は、保護者のニーズの汲み取り、保育所や学校などの関係機関との連携など相談支援従事者としての専門性が問われることから、相談支援従事者の質の向上に向けた養成が必要となります。

目標値設定

障害児相談支援の目標値は、保護者が作成するセルフプランを考慮して、障害児通所支援の利用者の7割を見込んでいます。

【第3期計画における利用実績】（実利用者数）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児相談支援	10人	9人	21人

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	24人	24人	24人

(7) 地域生活支援事業

現状と課題

地域生活支援事業は、平成25年度から新たに「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見利用支援制度」、「手話奉仕員養成研修事業」が追加されました。

サービス提供は、利用者のニーズや地域の特性を十分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用できるようにすることが必要であります。

また、障がいのある人が利用しやすい事業の実施を図るため、利用に係る自己負担は町独自の負担軽減策を今後も継続して実施し、利用しやすい地域生活支援事業を提供していきます。

目標値設定

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。

現在、小学高学年を対象とした授業で、身体の障がいの特性や障がいをもつ人の気持ちなどをわかりやすく解説し、聴覚障がいのある人から苦労体験や手話を学ぶ機会をつくっています。引き続き、障がいのある人と身近に触れ合う機会を設けることで、互いに助け合う意識を育てていき、障がいへの理解と啓発に努めていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

現在、障がいのある人やその家族、地域住民等で組織する障がい者団体がありますが、さらに団体の活動を活性化させるため、活動内容の周知や障がいのある人同士が支えあうピアサポート活動の支援に努めます。

③ 相談支援事業

現在、町内で相談支援事業を行なうことができる事業所数は6箇所が増えましたが、すべて札内地区に設置されています。

幕別地区や忠類地区は、町職員が対応し、相談支援研修の受講などにより、資質の向上を図り、各種相談の対応や関係機関との連携により、必要な援助を確保できるよう努めます。

また、幕別地区においては基幹相談支援センターを設置し、専門的能力を有する職員を配置することにより、専門的な相談支援を要する困難ケース等に対応できるよう体制の整備に努めております。

【第3期計画における利用実績】（年度末時点）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	目標値	2箇所	2箇所	2箇所
	実績値	2箇所	4箇所	6箇所
	達成率	100.0%	200.0%	300.0%

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	目標値	6箇所	6箇所	6箇所
基幹相談支援センター	目標値	1箇所	1箇所	1箇所

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が充分ではない障がい者に対する権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援していきます。

町では、成年後見制度の利用に当たり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して、助成を行っています。

【第3期計画における利用実績】（1年あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	0人	1人	0人

【第4期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行なっています。

意思疎通支援事業の周知・徹底を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者は、民間団体の活用によるサービスの確保を図ります。

【第3期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
意思疎通支援事業	目標値	3人	3人	3人
	実績値	3人	4人	4人
	達成率	100.0%	133.3%	133.3%

【第4期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	3人	3人	3人

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術表現の習得を目指した研修事業を実施するものです。

現在、帯広市で開催している手話奉仕員養成研修に町民が申込みをしている状況であり、今後、町単独での手話奉仕員養成研修の開催に向けて、検討していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人が日々の生活を送れるよう、必要な生活用具の給付又は貸与します。

「みんなのふくし」や町のホームページ、障がい者団体などを通じて、事業内容の周知を図るとともに、生活用具の利便性や操作性など十分に検討しながら支給品目の見直しをしていきます。

【第3期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	目標値	4件	4件	4件
	実績値	8件	2件	2件
	達成率	200.0%	50.0%	50.0%
自立生活支援用具	目標値	10件	10件	10件
	実績値	6件	6件	12件
	達成率	60.0%	60.0%	120.0%
在宅療養等支援用具	目標値	8件	8件	8件
	実績値	9件	3件	2件
	達成率	112.5%	37.5%	25.0%
情報・意思疎通支援用具	目標値	3件	3件	3件
	実績値	14件	20件	14件
	達成率	466.6%	666.6%	21.4%
排泄管理支援用具	目標値	500件	500件	500件
	実績値	570件	690件	662件
	達成率	114.0%	138.0%	132.4%
居住生活動作補助用具 （住宅改修）	目標値	3件	3件	3件
	実績値	3件	5件	7件
	達成率	100.0%	166.7%	233.3%

【第4期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	12件	12件	12件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
情報・意思疎通支援用具	14件	14件	14件
排泄管理支援用具	662件	662件	662件
居住生活動作補助用具 （住宅改修）	7件	7件	7件

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うことにより、地域で自立した生活及び社会参加を促します。

利用者のニーズに柔軟な対応ができるよう、サービスの確保を図ります。

【第3期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業	目標値	25人	1,100時間	27人	1,188時間	30人	1,320時間
	実績値	24人	1,099時間	30人	648時間	38人	366時間
	達成率	96.0%	99.9%	111.1%	54.5%	78.9%	27.7%

【第4期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業		40人	600時間	42人	630時間	44人	660時間

⑨ 地域活動支援センター事業

町内では、地域活動支援センター「ひまわりの家」が創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の場として、地域活動支援センター事業を行なっています。

また、他市町村の広域利用を行ない、障がいのある人のニーズにあった地域活動支援センターを利用することが可能となっています。

今後は、関係機関との支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより、利用の促進を図ります。

【第3期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
地域活動支援センター事業	目標値	1箇所	6人	1箇所	7人	1箇所	10人
	実績値	1箇所	2人	1箇所	2人	1箇所	4人
	達成率	100.0%	80.0%	100.0%	57.1%	100.0%	40.0%
(他市町村分)		11箇所	31人	9箇所	26人	8箇所	18人

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
地域活動支援センター事業		1箇所	6人	1箇所	8人	1箇所	10人
(他市町村分)		7箇所	11人	7箇所	11人	7箇所	11人

⑩ その他の事業

市町村が選択するその他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を実施します。

訪問入浴サービス事業は、在宅の重度障がいのある人に対し、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを行います。近年、在宅で生活している重度障がいのある人が増え、またサービス事業所が近隣市町村に新設されたことから、利用日数が増えるものと見込まれます。今後、利用者の意向を把握しながら、サービスの提供に努めます。

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図っています。前回の目標値では、日中一時支援事業の一部が障害児通所支援に移行するものとして見込んでいましたが、実際に移行した事業所が少なく、また、近年、サービス事業所が近隣市町村に新設されたことにより、利用人数や利用日数が増えてきています。今後、日中一時支援事業の供給量の確保のために、事業所などの連携により、見込量の確保に努めます。

【第3期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
訪問入浴サービス	目標値	3人	208日	3人	208日	3人	208日
	実績値	5人	309日	5人	334日	6人	397日
	達成率	166.6%	148.6%	166.6%	160.6%	200.0%	190.9%
日中一時支援事業	目標値	32人	4,416日	35人	4,830日	40人	5,520日
	実績値	67人	8,105日	86人	8,808日	82人	9,152日
	達成率	209.4%	183.5%	245.7%	182.4%	205.0%	165.8%

【第4期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
訪問入浴サービス		6人	530日	6人	530日	6人	530日
日中一時支援事業		85人	9,360日	88人	9,750日	91人	10,400日